

## 基準B 1 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

### 1 設置要件

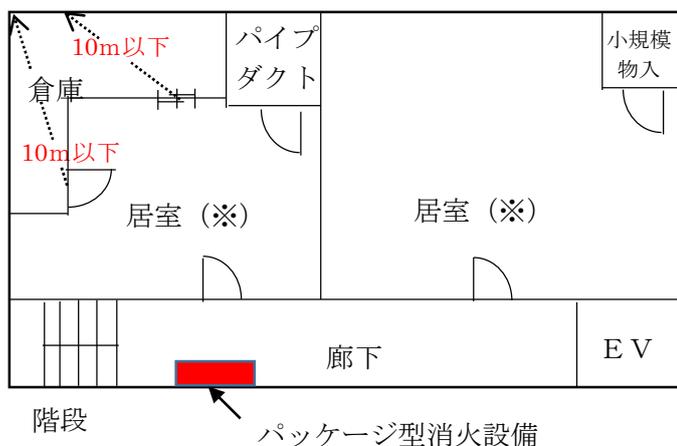
「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として、安全に初期消火ができるとともに、主要な避難口を容易に見通すことができ、又は避難上有効な開口部を有する場所で、かつ、次の各号いずれかに該当する場所とする。

- (1) 建基令第126条の3に規定する排煙設備が設置されている場所
- (2) 階段の部分及び昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）
- (3) 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙、又はガスの降下が生じない建築物の部分（平成12年建設省告示第1436号）第4号ニ（1）及び（2）に掲げる場所の廊下
- (4) 壁等で区画された部分の床面積に対し50分の1以上の開口面積を天井高さの2分の1以上の部分で有する開口部で、次のア又はイに該当する開口部（以下、「排煙上有効な開口部」という。）のある場所
  - ア 外気に直接開放された開口部
  - イ 容易に開放できる開口部
- (5) 排煙上有効な開口部がない場合にあつては、室等の各部分から当該室等の出入口までの水平距離が概ね10m以下である場所  
この場合、当該室等の外部側（消火する側）は排煙上有効な開口部のある場所であること。（第B1-1図参照）

※「出入口までの水平距離が概ね10m以下である場所」とは、室等の出入口から放射距離の最低距離により有効に散水できる場所であつて、散水障害がある部分、散水死角となる部分がない場所である。

なお、散水障害がある部分、死角となる部分を有効に散水できる窓等の開口部により有効散水を確保した場合はこの限りでない。

第B1-1図



左図の場合、倉庫、パイプダクト、小規模物入、EV及び階段は「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できるため、当該部分はそれぞれ「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

※ 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所

## 2 設置維持の基準

### (1) 赤色の灯火

ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に設ける赤色の灯火は、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。

イ パッケージ型消火設備の格納箱又は格納箱の直近に、自動火災報知設備の発信機及び表示灯を設ける場合は赤色の灯火を設けないことができる。

### (2) 電源は次のいずれかによること。

ア 屋内コンセント回路から電気工作物に係る法令の規定により接続してとること。

イ 自動火災報知設備の表示灯回路からとること。

ウ 屋内消火栓設備の表示灯回路からとること。

上記アからウのいずれかにより設置することで技術基準に適合することとなるが、次の(ア)から(ウ)までを望ましい設置例とする。

(ア) 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

(イ) アによらず、自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の両方が設置されている防火対象物では屋内消火栓設備の表示灯回路からとること。

(ウ) パッケージ型消火設備の設置場所が、廊下又は通路以外の場合、蓄電池又は屋内消火栓設備の表示灯回路からとること。